相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区蒲生四丁目一三三番地、最後の住所大阪市都島区東野田町四丁目一二番三号丸信荘二階一三号

被相続人　亡　宮浦　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所岡山市北区丸の内二丁目一二番二〇号小森晶寛司法書士事務所

相続財産管理人　小森　晶寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県雲仙市小浜町北本町八二〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　本多　聰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル三階長崎清和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡南関町大字関町一四五九番地二、最後の住所熊本県玉名郡南関町大字関町一七五五番地一　被相続人　亡　松尾　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

熊本県玉名市中尾一四八番地一、事務所熊本県玉名市中一六七五番地一

相続財産管理人　田中智恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市西宮町七九六番地、最後の住所熊本県八代市西宮町一〇四一番地

被相続人　亡　梶村　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

熊本県八代市末広町三番地三　七〇一

相続財産管理人　山下　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市本荘町一一五番地、最後の住所熊本市花園五丁目二六番一五号

被相続人　亡　藤田信次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

事務所熊本市江越一丁目二番二一号　アーバンビル一階

相続財産管理人　司法書士　嶋田　一郎

債権申出の公告（第三回）

当社は、昭和四十九年十二月三日に商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散し、平成二十一年三月二十三日に東京地方裁判所より清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十八日

東京都台東区根岸一丁目一番一二号

株式会社大東

清算人　宮島　哲也

（連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一一区　梶谷綜合法律事務所）

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年五月二十八日

一、墳墓等所在地　東京都目黒区平町二―一四―一四

一、墳墓等の名称　平共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍いずれも不詳、富松家　富松信吉、富松さき、富松信一郎、富松すず、富松音次郎、栗山家　栗山すが、栗山松四郎、栗山長司、栗山冨喜江、真浄院秋月日喜信士、一乗院妙眞日富信女、法光院唱行日倉信士、温光院妙唱日操信女、還教孩子、諸法妙實、妙岸孩女

一、改葬を行おうとする者　東京都目黒区平町一―一三―八　平共同墓地管理組合　代表　小杉忠夫

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　日本橋税務署長　株式会社ビッグ・ピープル帝都配ぜん人紹介所　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一五番九号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年五月二十八日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目六番九号

日本橋税務署長　財務事務官　姉崎　正栄

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　日本橋税務署長　株式会社ビッグ・ピープル帝都配ぜん人紹介所千葉営業所　千葉県千葉市中央区春日二丁目二五番四号三央第一ビル四〇一号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年五月二十八日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目六番九号

日本橋税務署長　財務事務官　姉崎　正栄

第40期決算公告

平成22年5月28日

東京都港区北青山２―12―16

ＩＴＣグリーン＆ウォーター株式会社

（旧商号　伊藤忠林業株式会社）

代表取締役　平野　良昌

貸借対照表の要旨　（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,199,368	流動負債	703,507
固定資産	90,948	固定負債	63,124
有形固定資産	12,090	株主資本	524,579
無形固定資産	4,043	資本金	200,000
投資その他の資産	74,815	資本剰余金	104,525
		その他資本剰余金	104,525
		利益剰余金	220,054
		利益準備金	54,689
		その他利益剰余金	165,365
		（うち当期純利益）	(8,485)
		評価・換算差額等	△894
資産合計	1,290,316	負債・純資産合計	1,290,316